

富士河口湖おもてなし割商品券事業者 募集要綱

1 概要

富士河口湖町では、令和4年12月1日（木）から令和5年1月31日（火）まで、「富士河口湖おもてなし割」を実施いたします。

宿泊客への支援として、本事業では宿泊料金に対する補助金適用に加えて、事業期間中に利用可能な商品券（名称：富士河口湖おもてなし割商品券）を付与します。

2 事業概要

- (1) 名称：富士河口湖おもてなし割商品券（以下「商品券」という。）
- (2) 利用有効期限：令和4年12月1日（木）から令和5年2月1日（水）まで
- (3) 配付対象者：富士河口湖おもてなし割利用者
- (4) 配布場所：富士河口湖おもてなし割登録宿泊事業者施設 等

3 商品券の取扱いについて

(1) 遵守事項

- ア 商品券は物品の販売又はサービスの提供等の取引において利用可能とする。
- イ 利用金額が商品券面額に満たない場合でも、つり銭は支払わないこととする。
- ウ 商品券を現金に換金することはできないこととする。
- エ 有効期限を過ぎた商品券は無効とする。

(2) 利用対象とならないもの

ア 行政機関等への支払い

- 1 所得税、住民税、固定資産税、自動車税等の公租公課
- 2 社会保険料（医療保険、年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険等）
- 3 宝くじ（ジャンボ宝くじ、toto、BIG等）
- 4 その他（自治体指定のゴミ袋、公営競技（競馬、競輪、競艇、オートレース）等）※
運送サービスの料金、博物館・美術館の入館料等、行政機関が運営する現業の対価は対象

イ 日常生活における継続的な支払い

- ① 電気、ガス、水道、電話料金等
 - ② NHK放送受信料
 - ③ 不動産賃料
 - ④ 駐車場の月極・定期利用料
- ※コインパーキング等の一時利用に係る料金は対象
- ⑤ 保険料（生命保険、火災保険、自動車保険等）

ウ 換金性の高いものの購入

- ① 金券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、旅行券、切手、収入印紙、店舗が独自に発行する商品券等）
- ② プリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等
- ③ 金融商品（預貯金・振込、株式、投資信託、社債、公債等）

エ その他

- ① 商品券の利用エリア内でサービスが完結しないもの
※利用者が利用エリア外に出なければ可（宅配等の配送サービスは対象）
- ② 事業活動に伴って使用する原材料、機器類又は商品等
- ③ 授業料、入学検定料、入学金等
※アクティビティのガイド料等は対象
- ④ 宿泊代金又は旅行商品の代金（日帰り旅行を含む）
- ⑤ 既存の債務の弁済
- ⑥ 各種サービスのキャンセル料
- ⑦ 電子商取引
- ⑧ 無償譲渡、寄付、献金、寄進及びこれに準ずるもの
- ⑨ 性風俗関連特殊営業、接待飲食等営業、遊技等の利用料
- ⑩ 公序良俗に反するもの
- ⑪ 社会通念上不相当とされるもの
- ⑫ その他各取扱店舗が指定するもの

4 申込資格について

富士河口湖町内に店舗、事業所等を有する事業者とし、かつ関係する感染拡大予防ガイドラインに係る責務等を果たし、感染拡大防止策を徹底する者。ただし、次の(1)から(5)に該当する事業者を除く。

- (1) 風営法第2条に規定する営業を行っている事業者
- (2) 反社会的勢力と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法第77号）第2条第2号に規定するもの、暴力団の構成員であると認められるもの、又は暴力団に資金提供を行う等、暴力団の維持もしくは運営に協力し関与している事業者
- (4) 上記3(2)に記載の取引又は商品のみを取り扱う事業者
- (5) その他事務局が不相当と認める事業者

5 責務について

- (1) 商品券の交換、譲渡及び売買を行わないこととする。
- (2) 商品券を受け取る時は、偽造防止がない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券でないかどうか確認し、偽造が疑われる場合には受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに事務局まで報告することとする。
- (3) 受け取った商品券の保管及び管理には十分注意することとし、紛失や盗難等による損失については商品券事業者の責務とする。
- (4) 本事業の実施に当たり、事務局と適切な連携体制を構築することとする。

6 商品券の換金について

(1)換金方法

各商品券事業者は、利用された「商品券」、「換金用伝票」を事務局に郵送することとする。事務局は各商品券事業者から回収した「商品券」を集計し、各商品券事業者が指定した口座に代金を支払うこととする。

なお、支払に係る振込手数料等は事務局が負担するものとする。

(2)換金について

各商品券事業者は、利用された商品券を毎月指定の締め切り日までに事務局へ郵送する

こととする。事務局は、スケジュールに応じて各取扱可能店舗指定の口座へ代金を振り込むものとする。

7 申込について

(1)申込方法

各商品券事業者はこの募集要項の内容に同意の上、「富士河口湖おもてなし割商品券事業者申込書兼誓約書」に必要事項を記入し、事務局までメール添付にて提出することとする。

(2)申込期間

令和4年10月27日（木）から令和5年1月20日（金）まで随時申込を受け付け、承認を受けた取扱可能店舗については、順次ウェブサイトの更新に応じて専用ウェブサイトに掲載されることとする。

(3)申込後の審査等

申請のあった事業者については、事務局が審査して承認をすることとする。

(4)その他

県内に複数店舗ある場合は、それぞれの店舗ごとに申請することとする。
本募集要項は変更となる可能性がある。

8 その他

この募集要項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や店舗としての登録を取り消すこととする。

富士河口湖おもてなし割事務局